

諮問庁：内閣総理大臣

諮問日：平成28年1月21日（平成28年（行情）諮問第37号）

答申日：平成28年7月28日（平成28年度（行情）答申第234号）

事件名：個人番号カードを国家公務員の身分証明書として用いることに関する  
起案文書等の一部開示決定に関する件（文書の特定）

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙2に掲げる文書のうち通番22を除くもの（以下「本件対象文書」という。）を特定し、一部開示した決定については、「世界最先端IT国家創造宣言の変更について」（平成26年6月24日閣議決定）の閣議請議に係る起案文書を対象として、改めて開示決定等をすべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年11月2日付け閣副第1054号により内閣官房副長官補（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）審査請求書

処分を取り消し、マイナンバー等分科会の中間とりまとめ（案）その他の資料（個人番号カードへの各種証明書の統合についての記述が含まれるものに限る。以下同じ。）及び構成員から提出された資料に対する対処方針等（存在する場合に限る。）に係る起案文書（起案用紙を含む。以下同じ。）並びに創造宣言（平成26年に変更されたものをいう。）の原案作成及び閣議決定に係る一連の起案文書を特定し、並びにその全部を開示することとして決定することを求める審査請求を行います。

##### （2）意見書

諮問庁による理由説明書は、審査請求人の意図を誤ったものといえる。すなわち、審査請求人は当初より起案文書一式を請求の対象としていたところ、起案文書一式の含むところには当然起案用紙があるものであって、本件審査請求人の趣意はまさにこの点を指摘したものであるから、理由説明書の論旨は採用を得ない。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明は、理由説明書によると、おおむね以下のとおりである。

#### 1 本件審査請求の趣旨について

本件は、審査請求人が行った「個人番号カードを国家公務員の身分証明書として用いることに関する次の文書、(1) 本件に係る起案文書一式、(2) 各府省又はその部局に対して通知を行っている場合は、かかる起案文書一式、(3) 各府省における実施スケジュールに係る一切の文書、(4) 本件の検討開始経緯に関する文書一式、(5) 本件の実施による利害に関する検討資料、(6) 前各号に掲げる文書のほか、国家公務員の身分証明書として個人番号カードを用いることに関する一切の検討資料、(7) 前各号に掲げる文書におよそ関連する一切の文書であって、未公表であるもの」との行政文書開示請求に対して、処分庁において、本件対象文書を示し、その一部を法5条4号及び5号に該当することを理由に原処分を行ったところ、審査請求人から文書の特定が不足していることを理由に、原処分の取消しを求めて審査請求が提起されたものである。

#### 2 本件対象文書

本件対象文書は、原処分の行政文書一覧（添付省略）で示した68点である。

#### 3 原処分の妥当性について

本件対象文書は、「平成27年9月29日付け行政文書の開示請求（平成27年10月1日付け受付）」（以下「原請求」という。）に基づき、個人番号カードを国家公務員の身分証明書として用いることに関する該当文書を特定したものであり、原処分に記す行政文書一覧に不足はない。

なお、「(5) 本件の実施による利害に関する検討資料」に関する対象文書については、作成及び取得しておらず保有していない。また、「(6) 前各号に掲げる文書のほか、国家公務員の身分証明書として個人番号カードを用いることに関する一切の検討資料」に関する対象文書については、国家公務員身分証のセキュリティに関する情報が記載されており、公にすることにより、特定の建造物又はシステムへの不法な侵入、破壊を招くおそれがあること、さらに、検討を行った際の情報を公にすることにより、関係者に対し様々な圧力や不利益等が加えられるばかりでなく、国民の誤解や憶測を招き、不当に国民の間に混乱を生じさせることになることにより、法5条4号及び5号に基づき不開示としたところ。

#### 4 審査請求人の主張について

審査請求人は、原処分について「文書の特定が不足している」ことをもって、「原処分を取り消し」、「マイナンバー等分科会の中間とりまとめ（案）その他の資料（個人番号カードへの各種証明書の統合についての記述が含まれるものに限る。以下同じ。）及び構成員から提出された資料に

対する対処方針等（存在する場合に限る。）に係る起案文書（起案用紙を含む。以下同じ。）並びに創造宣言（平成26年に変更されたものをいう。）の原案作成及び閣議決定に係る一連の起案文書を特定し、並びにその全部を開示すること」と述べ、原処分取消しと原処分対象とした文書とは異なる文書の開示を求めている。

原処分の行政文書一覧に示されておらず、かつ、審査請求人が特定不足として追加で請求している資料としては、以下①～③の文書が想定される。

① マイナンバー等分科会の中間とりまとめ（案）その他の資料（個人番号カードへの各種証明書の統合についての記述が含まれるものに限る。以下同じ。）

高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部のホームページに掲載されている、次のア～エの文書が想定される。

ア 第6回マイナンバー等分科会配布資料（参考資料1-1「マイナンバー等分科会 中間とりまとめの概要」、参考資料1-2「マイナンバー等分科会 中間とりまとめ」、参考資料1-3「マイナンバー制度の導入により効率的で利便性の高い電子サービスの実現（ロードマップ）」）

イ 第5回マイナンバー等分科会配布資料（資料1「IT総合戦略本部新戦略推進専門調査会マイナンバー等分科会中間とりまとめ（案）」、資料4「中間とりまとめ（案）に関する意見」、参考資料1「マイナンバー等分科会 中間とりまとめ（案）の概要」、参考資料2「構成員からの主な意見及び中間取りまとめの方向性について（案）」）

ウ 第4回マイナンバー等分科会配布資料（資料1「構成員からの主な意見及び中間取りまとめの方向性（案）」、資料3「中間とりまとめの方向性（案）について～基礎自治体の視点から～」、参考資料1「第1～3回分科会における構成員からの主な意見」）

エ 第3回マイナンバー等分科会配布資料（参考資料1「第1, 2回分科会における構成員からの主な意見」）、第2回マイナンバー等分科会配布資料（資料4「個人番号カードの利活用に向けて」、資料5「マイナンバーとマイナンバーカードの医療分野での活用イメージ」）。

しかしながら、上述ア～エの文書は、原請求の「(7) 前各号に掲げる文書におよそ関連する一切の文書であって、未公表であるもの」のうち、「(7) 前各号に掲げる文書におよそ関連する一切の文書」ではあるものの、公開文書であることから「未公表であるもの」に該当しないため、原請求の対象とはならない。

② 構成員から提出された資料に対する対処方針等（存在する場合に限る。）に係る起案文書（起案用紙を含む。以下同じ。）

上述②の文書は、作成及び取得していないため、存在しない。

③ 創造宣言（平成26年に変更されたものをいう。）の原案作成及び閣議決定に係る一連の起案文書

上述③の「創造宣言（平成26年に変更されたものをいう。）」は、原処分の行政文書一覧で既に示している「(1) - 1 \_\_創造宣言2014」及び「(4) - 1 \_\_創造宣言2014」と同じ文書であり、原請求の「(1) 本件に係る起案文書一式」及び「(4) 本件の検討開始経緯に関する文書一式」に該当する文書として既に特定しているところである。

「(1) - 1 \_\_創造宣言2014」は、原請求の「(1) 本件に係る起案文書一式」のうち、個人番号カードを国家公務員の身分証明書として用いるために必要な「共通発行管理システム」、「互換性検証」、「工程管理支援」及び「入退館アプリケーション」の調達に関する起案文書として特定した「(1) - 5 \_\_H26 随意契約一覧-個人番号カードアプリケーション搭載システム設計」、「(1) - 6 \_\_共通発行管理システム-入札説明書及び仕様書」、「(1) - 7 \_\_互換性検証-入札説明書及び仕様書」、「(1) - 8 \_\_工程管理支援-入札説明書及び仕様書」及び「(1) - 9 \_\_入退館アプリケーション-入札説明書及び仕様書」を起案する上での根拠となる文書として特定したものである。また、「(4) - 1 \_\_創造宣言2014」は、「(4) 本件の検討開始経緯に関する文書一式」のうち、個人番号カードを国家公務員の身分証明書として用いることに関する検討開始経緯に関する文書として特定した「(4) - 3 \_\_2014-1111 \_\_マイナンバー等分科会 中間とりまとめの概要」及び「(4) - 4 \_\_2014-1111 \_\_マイナンバー等分科会 中間とりまとめ」の検討開始の根拠となる文書として特定したものである。

よって、「(1) 本件に係る起案文書一式」及び「(4) 本件の検討開始経緯に関する文書一式」の根拠となる文書である「(1) - 1 \_\_創造宣言2014」及び「(4) - 1 \_\_創造宣言2014」の「原案作成及び閣議決定に係る一連の起案文書」、すなわち、「③創造宣言（平成26年に変更されたものをいう。）の原案作成及び閣議決定に係る一連の起案文書」は、原請求における「(1) 本件に係る起案文書一式」及び「(4) 本件の検討開始経緯に関する文書一式」そのものには該当しないため、原請求の対象として特定される文書ではない。

5 結語

以上のとおり、原処分における請求文書の特定は十分なものであり、原処分において対象文書とした決定は妥当であることから、原処分は維持されるべきである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 平成28年1月21日 諮問の受理

- |           |               |
|-----------|---------------|
| ② 同日      | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年2月11日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ④ 同年7月19日 | 審議            |
| ⑤ 同月26日   | 審議            |

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、別紙1に掲げる本件請求文書の開示を求めるものである。

これに対し、処分庁は、本件請求文書（5）に該当する文書については、作成及び取得しておらず保有していないとして不開示とし、その余の本件請求文書に該当する文書として、別紙2に掲げる文書（本件請求文書（5）に該当する文書（通番22）を除く。）を特定し、その一部を、法5条4号及び5号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の特定が不足しているとして原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、文書の特定の妥当性について検討する。

### 2 審査請求人の主張について

#### （1）審査請求書の記載の要旨

原処分を取り消し、マイナンバー等分科会の中間とりまとめ（案）その他の資料（個人番号カードへの各種証明書の統合についての記述が含まれるものに限る。）及び構成員から提出された資料に対する対処方針等（存在する場合に限る。）に係る起案文書（起案用紙を含む。）並びに創造宣言（平成26年に変更されたものをいう。）の原案作成及び閣議決定に係る一連の起案文書を特定し、その全部を開示することとして決定することを求める。

#### （2）意見書の記載の要旨

諮問庁による理由説明書は、審査請求人の意図を誤ったものといえる。すなわち、審査請求人は当初より起案文書一式を請求の対象としていたところ、起案文書一式の含むところには当然起案用紙があるものであって、本件審査請求人の趣意は正にこの点を指摘したものであるから、理由説明書の論旨は採用を得ない。

#### （3）検討

ア 諮問庁は、理由説明書において、上記（1）の審査請求書の記載を踏まえ、審査請求人が、

- ① マイナンバー等分科会の中間とりまとめ（案）その他の資料（個人番号カードへの各種証明書の統合についての記述が含まれるものに限る。）
- ② 構成員から提出された資料に対する対処方針等（存在する場合

に限る。)に係る起案文書(起案用紙を含む。)

③ 創造宣言(平成26年に変更されたものをいう。)の原案作成及び閣議決定に係る一連の起案文書

の3つの文書の特定を争っていると解し、説明を行っていると考えられるところ、審査請求書の記載内容からすると、諮問庁がそのように解したこと自体、必ずしも問題があるとまではいえない。

イ しかしながら、審査請求人の主張に不合理な点があるわけでもないことから、このうち、上記アの①については、審査請求人が特定を求めているのは、「マイナンバー等分科会の中間とりまとめ(案)その他の資料(個人番号カードへの各種証明書の統合についての記述が含まれるものに限る。)」に係る起案文書(起案用紙を含む。)」と解することが適当であると考えられる。

ウ そこで、以上の検討を前提に、審査請求人が特定を求める文書ごとに文書の特定の妥当性を検討する。

3 文書の特定の妥当性について

(1) マイナンバー等分科会の中間とりまとめ(案)その他の資料(個人番号カードへの各種証明書の統合についての記述が含まれるものに限る。)に係る起案文書(起案用紙を含む。)について

ア 諮問庁の説明の要旨

(ア) 「マイナンバー等分科会の中間とりまとめ(案)その他の資料(個人番号カードへの各種証明書の統合についての記述が含まれるものに限る。)」としては、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部(IT総合戦略本部)のホームページに掲載されている、次のaないしdの文書が想定される。

a 第6回マイナンバー等分科会配布資料(参考資料1-1「マイナンバー等分科会 中間とりまとめの概要」、参考資料1-2「マイナンバー等分科会 中間とりまとめ」、参考資料1-3「マイナンバー制度の導入により効率的で利便性の高い電子サービスの実現(ロードマップ)」)

b 第5回マイナンバー等分科会配布資料(資料1「IT総合戦略本部新戦略推進専門調査会マイナンバー等分科会中間とりまとめ(案)」、資料4「中間とりまとめ(案)に関する意見」、参考資料1「マイナンバー等分科会 中間とりまとめ(案)の概要」、参考資料2「構成員からの主な意見及び中間とりまとめの方向性について(案)」)

c 第4回マイナンバー等分科会配布資料(資料1「構成員からの主な意見及び中間とりまとめの方向性(案)」、資料3「中間とりまとめの方向性(案)」について～基礎自治体の視点から

～」，参考資料1「第1～3回分科会における構成員からの主な意見」)

d 第3回マイナンバー等分科会配布資料(参考資料1「第1，2回分科会における構成員からの主な意見」)，第2回マイナンバー等分科会配布資料(資料4「個人番号カードの利活用に向けて」，資料5「マイナンバーとマイナンバーカードの医療分野での活用イメージ」)

(イ) しかしながら，上記(ア) aないしdの文書は，原請求の「(7)前各号に掲げる文書におよそ関連する一切の文書であって，未公表であるもの」のうち，「(7)前各号に掲げる文書におよそ関連する一切の文書」ではあるものの，公開文書であることから「未公表であるもの」に該当しないため，原請求の対象とはならない。

#### イ 検討

(ア) まず，標記文書に該当する文書について，当審査会において確認したところ，上記ア(ア) aないしdに掲げる文書は，いずれも高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部(IT総合戦略本部)のホームページで公表されており，その内容は，IT総合戦略本部新戦略推進専門調査会マイナンバー等分科会中間とりまとめに向けた同分科会の構成員の意見，中間とりまとめの方向性，案及び成案等であると認められることから，当該文書は，「マイナンバー等分科会の中間とりまとめ(案)その他の資料」に該当すると認められる。

(イ) そして，当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ，上記ア(ア) aないしdに掲げる文書以外に，「個人番号カードへの各種証明書の統合についての記述が含まれる」文書は存在しないとのことであった。

(ウ) 以上を踏まえ，上記ア(ア) aないしdに掲げる文書に係る「起案文書」の有無について，当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ，担当部署において作成・保有しておらず，担当部署の書庫，共用ドライブも探索したが，その存在を確認できなかったとのことであり，文書の探索の方法及び範囲にも，特段の問題があるとは認められない。

(エ) したがって，上記ア(ア) aないしdに掲げる文書の起案文書，ひいては標記文書に該当する文書を内閣官房において保有しているとは認められない。

(2) 構成員から提出された資料に対する対処方針等(存在する場合に限る。)に係る起案文書(起案用紙を含む。)について

#### ア 諮問庁の説明の要旨

標記文書は，作成及び取得していないため，存在しない。

## イ 検討

- (ア) 行政文書開示請求書、審査請求書等の記載によれば、審査請求人は、標記文書について、個人番号カードへの各種証明書の統合に関するもののうち、個人番号カードを国家公務員の身分証明書として用いることに関する記述が含まれるものの特定を求めているものと解される。
- (イ) そこで、上記(ア)を前提として、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、まず、標記文書の「構成員から提出された資料」に該当するのは、マイナンバー等分科会において、「IT総合戦略本部新戦略推進専門調査会マイナンバー等分科会中間とりまとめ」（平成26年5月20日）の案について議論するために同分科会構成員が配布した資料のうち、「中間とりまとめの方向性（案）について～基礎自治体の視点から～」（第4回（平成26年4月25日）清原慶子構成員配布。参考資料1中「第4回」分同構成員資料2枚目「II. 1. (2)」参照。）のみであるとのことであった。
- (ウ) 次に、当審査会において、「構成員から提出された資料」に対する「対処方針等」に該当する文書の有無について、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT総合戦略本部）のホームページで公表されている第4回以降のマイナンバー等分科会配布資料並びに同分科会の上部組織である高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部及び同本部新戦略推進専門調査会の平成27年4月25日以降の配布資料の内容を確認したが、「清原構成員から提出された資料に対する対処方針等」に相当する文書の存在は認められなかった。
- その外、「構成員から提出された資料」に対する「対処方針等」が作成等されたことをうかがわせる特段の事情も認められないことから、当該「対処方針等」が作成されたという事実を認めることはできず、そうすると、当該「対処方針等」に係る「起案文書」についても、同様に考えざるを得ない。
- (エ) 念のため、当該「対処方針等」に係る「起案文書」について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、担当部署の書庫、共用ドライブも探索したが、その存在を確認できなかったとのことであり、文書の探索の方法及び範囲に特段の問題があるとは認められない。
- (オ) したがって、標記文書に該当する文書は、作成及び取得していないため、存在しないとの諮問庁の説明に不自然、不合理な点はなく、これを覆すに足る特段の事情も認められない。
- (3) 創造宣言（平成26年に変更されたものをいう。）の原案作成及び閣



## 議決定に係る一連の起案文書について

### ア 諮問庁の説明の要旨

「創造宣言（平成26年に変更されたものをいう。以下同じ。）」は、原処分の行政文書一覧で既に示している「（１）－１\_\_創造宣言2014」及び「（４）－１\_\_創造宣言2014」と同じ文書であり、原請求の「（１）本件に係る起案文書一式」及び「（４）本件の検討開始経緯に関する文書一式」に該当する文書として既に特定しているところである。

「（１）－１\_\_創造宣言2014」は、原請求の「（１）本件に係る起案文書一式」のうち、個人番号カードを国家公務員の身分証明書として用いるために必要な「共通発行管理システム」、「互換性検証」、「工程管理支援」及び「入退館アプリケーション」の調達に関する起案文書として特定した「（１）－５\_\_H26随意契約一覧－個人番号カードアプリケーション搭載システム設計」、「（１）－６\_\_共通発行管理システム－入札説明書及び仕様書」、「（１）－７\_\_互換性検証－入札説明書及び仕様書」、「（１）－８\_\_工程管理支援\_\_入札説明書及び仕様書」及び「（１）－９\_\_入退館アプリケーション－入札説明書及び仕様書」を起案する上での根拠となる文書として特定したものである。また、「（４）－１\_\_創造宣言2014」は、「（４）本件の検討開始経緯に関する文書一式」のうち、個人番号カードを国家公務員の身分証明書として用いることに関する検討開始経緯に関する文書として特定した「（４）－３\_\_2014-1111\_\_マイナンバー等分科会 中間とりまとめの概要」及び「（４）－４\_\_2014-1111\_\_マイナンバー等分科会 中間とりまとめ」の検討開始の根拠となる文書として特定したものである。

よって、「（１）本件に係る起案文書一式」及び「（４）本件の検討開始経緯に関する文書一式」の根拠となる文書である「（１）－１\_\_創造宣言2014」及び「（４）－１\_\_創造宣言2014」の「原案作成及び閣議決定に係る一連の起案文書」、すなわち、「創造宣言の原案作成及び閣議決定に係る一連の起案文書」は、原請求における「（１）本件に係る起案文書一式」及び「（４）本件の検討開始経緯に関する文書一式」そのものには該当しないため、原請求の対象として特定される文書ではない。

### イ 検討

（ア）当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、「創造宣言」とは、「世界最先端IT国家創造宣言の変更について」（平成26年6月24日閣議決定）のことであるとのことであり、上記ア

の諮問庁の説明は、要するに、上記の「創造宣言」は、本件請求文書に該当する文書の根拠となる文書にすぎず、本件請求文書そのものには該当しないというものである。

他方、当審査会において上記の「創造宣言」の内容を確認したところ、「創造宣言」には、個人番号カードの国家公務員身分証明書などとの一体化等に係る記述があると認められることから、「創造宣言」は「個人番号カードを国家公務員の身分証明書として用いることに関する文書」に該当すると解される。

(イ) そこで、「創造宣言」の起案文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、内閣官房において「創造宣言」の閣議請議に係る起案文書を保有しているとのことであつた。

(ウ) 以上を踏まえると、当該起案文書については、本件請求文書(1)「本件に係る起案文書一式」に該当すると認めるのが相当であることから、本件対象文書として特定し、改めて開示決定等をすべきである。

#### 4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、一部開示した決定については、内閣官房において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書として「世界最先端IT国家創造宣言の変更について」(平成26年6月24日閣議決定)の閣議請議に係る起案文書を保有していると認められるので、これを対象として、改めて開示決定等をすべきであると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一, 委員 池田陽子, 委員 下井康史

## 別紙 1

### 本件請求文書

個人番号カードを国家公務員の身分証明書として用いることに関する次の文書。

- (1) 本件に係る起案文書一式
- (2) 各府省又はその部局に対して通知を行っている場合は、かかる起案文書一式
- (3) 各府省における実施スケジュールに係る一切の文書
- (4) 本件の検討開始経緯に関する文書一式
- (5) 本件の実施による利害に関する検討資料
- (6) 前各号に掲げる文書のほか、国家公務員の身分証明書として個人番号カードを用いることに関する一切の検討資料
- (7) 前各号に掲げる文書におよそ関連する一切の文書であって、未公表であるもの

## 別紙 2

## 処分庁が特定した文書

通番	行政文書 に対応する請求文 書の付番	行政文書の名称	開示実 施頁数	備考 (補足説明, 不開示情報及 び根拠)
1	(1)	(1) - 1 __創造宣言 2014	39	
2	(1)	(1) - 2 __創造宣言-工程表 2014	112	
3	(1)	(1) - 3 __創造宣言 2015	43	
4	(1)	(1) - 4 __創造宣言-工程表 2015	136	
5	(1)	(1) - 5 __H26 随意契約一覧-個人 番号カードアプリケーション搭載システ ム設計	16	
6	(1)	(1) - 6 __共通発行管理システム-入 札説明書及び仕様書	98	
7	(1)	(1) - 7 __互換性検証-入札説明書及 び仕様書	43	
8	(1)	(1) - 8 __工程管理支援__入札説明書 及び仕様書	59	
9	(1)	(1) - 9 __入退館アプリケーション__ 入札説明書及び仕様書	54	
10	(2)	(2) - 1 __2015-0327__C I O連絡会議__資料4-1	1	
11	(2)	(2) - 2 __2014-0904__C I O連絡会議__資料4	4	
12	(2)	(2) - 3 __創造宣言 2014	—	通番1と同じ
13	(2)	(2) - 4 __創造宣言-工程表 2014	—	通番2と同じ
14	(2)	(2) - 5 __創造宣言 2015	—	通番3と同じ
15	(2)	(2) - 6 __創造宣言-工程表 2015	—	通番4と同じ
16	(3)	(3) __2014-0904__C I O連 絡会議__資料4	—	通番11と同じ
17	(4)	(4) - 1 __創造宣言 2014	—	通番1と同じ
18	(4)	(4) - 2 __創造宣言-工程表 2014	—	通番2と同じ

19	(4)	(4) - 3 __ 2014 - 1111 __ マイ ナンバー等分科会 中間とりまとめの概 要	4	
20	(4)	(4) - 4 __ 2014 - 1111 __ マイ ナンバー等分科会 中間とりまとめ	11	
21	(4)	(4) - 5 __ 発行管理システム等に掛か る費用	4	
22	(5)	該当文書なし	—	理由1
23	(6)	(6) - 1 __ 国家公務員等のICカード 身分証に関する基本仕様 - 第1.00版 - 本文 + 別紙	0	理由2
24	(6)	(6) - 1 - 1 __ 国家公務員のICカー ド身分証に関する基本仕様__ r 1	0	理由2
25	(6)	(6) - 1 - 2 __ 国家公務員のICカー ド身分証に関する基本仕様__ r 2	0	理由2
26	(6)	(6) - 1 - 3 __ 国家公務員のICカー ド身分証に関する基本仕様__ r 3	0	理由2
27	(6)	(6) - 1 - 4 __ 国家公務員のICカー ド身分証に関する基本仕様__ r 4	0	理由2
28	(6)	(6) - 1 - 5 __ 国家公務員のICカー ド身分証に関する基本仕様__ r 5	0	理由2
29	(6)	(6) - 1 - 6 __ 国家公務員のICカー ド身分証に関する基本仕様__ r 6	0	理由2
30	(6)	(6) - 1 - 7 __ 国家公務員のICカー ド身分証に関する基本仕様__ r 7	0	理由2
31	(6)	(6) - 1 - 8 __ 国家公務員のICカー ド身分証に関する基本仕様__ r 8	0	理由2
32	(6)	(6) - 1 - 9 __ 国家公務員のICカー ド身分証に関する基本仕様__ r 9	0	理由2
33	(6)	(6) - 1 - 10 __ 国家公務員のICカ ード身分証に関する基本仕様__ r 10	0	理由2
34	(6)	(6) - 1 - 11 __ 国家公務員のICカ ード身分証に関する基本仕様__ r 11	0	理由2
35	(6)	(6) - 1 - 12 __ 国家公務員のICカ ード身分証に関する基本仕様__ r 12	0	理由2
36	(6)	(6) - 1 - 13 __ 国家公務員のICカ ード身分証に関する基本仕様__ r 13	0	理由2

37	(6)	(6) - 1 - 14 __国家公務員のICカード身分証に関する基本仕様__ r 14	0	理由2
38	(6)	(6) - 1 - 15 __国家公務員のICカード身分証に関する基本仕様__ r 15	0	理由2
39	(6)	(6) - 1 - 16 __国家公務員のICカード身分証に関する基本仕様__ r 16	0	理由2
40	(6)	(6) - 1 - 17 __国家公務員のICカード身分証に関する基本仕様__ r 17	0	理由2
41	(6)	(6) - 1 - 18 __国家公務員のICカード身分証に関する基本仕様__ r 18	0	理由2
42	(6)	(6) - 1 - 19 __国家公務員のICカード身分証に関する基本仕様__ r 19	0	理由2
43	(6)	(6) - 1 - 20 __国家公務員のICカード身分証に関する基本仕様__ r 20	0	理由2
44	(6)	(6) - 2 __国家公務員等のICカード身分証に関する基本仕様 - 第1.00版 - 本文 + 別紙	0	理由2
45	(6)	(6) - 2 - 1 __基本仕様__ 別紙2 __業務フロー__ r 1	0	理由2
46	(6)	(6) - 2 - 2 __基本仕様__ 別紙2 __業務フロー__ r 2	0	理由2
47	(6)	(6) - 2 - 3 __基本仕様__ 別紙2 __業務フロー__ r 3	0	理由2
48	(6)	(6) - 2 - 4 __基本仕様__ 別紙2 __業務フロー__ r 4	0	理由2
49	(6)	(6) - 2 - 5 __基本仕様__ 別紙2 __業務フロー__ r 5	0	理由2
50	(6)	(6) - 2 - 6 __基本仕様__ 別紙2 __業務フロー__ r 6	0	理由2
51	(6)	(6) - 2 - 7 __基本仕様__ 別紙2 __業務フロー__ r 7	0	理由2
52	(6)	(6) - 3 __国家公務員等のICカード身分証に関する共通仕様 - 第0.46版	0	理由2
53	(6)	(6) - 3 - 1 __国家公務員等のICカード身分証に関する共通仕様__ r 1	0	理由2
54	(6)	(6) - 3 - 2 __国家公務員等のICカード身分証に関する共通仕様__ r 2	0	理由2

55	(6)	(6) - 3 - 3 __国家公務員等のICカード身分証に関する共通仕様__ r 3	0	理由2
56	(6)	(6) - 3 - 4 __国家公務員等のICカード身分証に関する共通仕様__ r 4	0	理由2
57	(6)	(6) - 3 - 5 __国家公務員等のICカード身分証に関する共通仕様__ r 5	0	理由2
58	(6)	(6) - 3 - 6 __国家公務員等のICカード身分証に関する共通仕様__ r 6	0	理由2
59	(6)	(6) - 3 - 7 __国家公務員等のICカード身分証に関する共通仕様__ r 7	0	理由2
60	(6)	(6) - 3 - 8 __国家公務員等のICカード身分証に関する共通仕様__ r 8	0	理由2
61	(6)	(6) - 3 - 9 __国家公務員等のICカード身分証に関する共通仕様__ r 9	0	理由2
62	(6)	(6) - 3 - 10 __国家公務員等のICカード身分証に関する共通仕様__ r 10	0	理由2
63	(6)	(6) - 3 - 11 __国家公務員等のICカード身分証に関する共通仕様__ r 11	0	理由2
64	(6)	(6) - 3 - 12 __国家公務員等のICカード身分証に関する共通仕様__ r 12	0	理由2
65	(6)	(6) - 3 - 13 __国家公務員等のICカード身分証に関する共通仕様__ r 13	0	理由2
66	(6)	(6) - 3 - 14 __国家公務員等のICカード身分証に関する共通仕様__ r 14	0	理由2
67	(6)	(6) - 3 - 15 __国家公務員等のICカード身分証に関する共通仕様__ r 15	0	理由2
68	(7)	(7) - 1 __成果物受領書-H26 随意契約一覧-個人番号カードアプリケーション搭載システム設計	1	

(注) 理由1：本件文書について、作成及び取得しておらず保有していないため（不存在）

理由2：5条4号，5号

国家公務員身分証のセキュリティに関する情報が記載されており、公にすることにより、特定の建造物又はシステムへの不法な侵入、破壊を招くおそれがあるため不開示とした。また、検討中の情報を公にすることにより、率直な意見の交換を妨げ、

国民の誤解や憶測を招き，不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため不開示とした。